サグ部円滑化走行支援サービスにおける態度・行動変容アプローチに関する一考察*

A Study on the Approach to Modify Attitude and Behavior for Traffic Smoothing Cruise-assist Service at Sag Sections*

畠中秀人**・坂井康一***・浅野美帆****・西井禎克*** By Hideto HATAKENAKA**・Koichi SAKAI***・Miho ASANO**・Sadayoshi NISHII***

1. はじめに

著者らは、「次世代道路サービス¹⁾」の一環として、路車協調の走行支援道路システム (AHS) ²⁾を活用した 円滑化走行支援サービスの研究開発に取り組んでいる。 その中で、都市間高速道路における渋滞多発箇所である サグ・トンネル部を対象に、 '車線利用率適正化サービス'を考案し、その実用化に向けた検討を行ってきた。

車線利用適正化サービスは、サグ・トンネル部における渋滞要因のひとつとして考えられる、渋滞発生直前の追越車線への車線利用の偏りに対して、走行車線の利用を促す情報提供により適正化を行うことを目的としている。この追越車線への車線利用の偏りが、『自分が目的地に早く行きたい』というドライバ心理から生じる利己的な行動の結果であるとすれば、本サービスは自身が多少損をしても(速度の遅い走行車線を少しの間利用しても)社会全体の利益(渋滞削減)に繋がる利他的な行動を促すものであると言える。

一方、昨今ではモビリティマネジメント (MM) の取組みを始めとして、交通渋滞を「社会的ジレンマ」の問題ととらえ、心理的側面から態度・行動変容を促すコミュニケーション施策によりそれを解決する試みが行われており、「態度・行動変容アプローチ」の意義、有効性が認知され、実務へ展開しつつある³⁾。

本稿では、上述したような認識の下、車線利用適正化 サービスが対象とする交通渋滞が社会的ジレンマの問題 であるととらえ、これまで態度・行動変容研究において 得られている知見に基づき、本サービスにおける態度・ 行動変容アプローチの意義、有効性を整理した上で、円 滑化走行支援サービスのあり方、情報提供と連携して実 施すべき、事前広報や啓発活動といった態度・行動変容 施策のあり方について考察することを目的とする。

*キーワーズ: ITS、交通流、渋滞対策、態度・行動変容 **正員、工修、国土交通省国土技術政策総合研究所 高度道路交通システム研究室

(茨城県つくば市旭1番地、

TEL029-864-4496、FAX029-864-0565) ***非会員、工修、同上 ****正員、博(工)、同上

2. 熊度・行動変容研究のレビュー

態度・行動変容研究における基本的な考え方について、 次章以降の考察を行うために、藤井の文献⁴から引用して整理を行う。

(1) 社会的ジレンマとは

「社会的ジレンマ」とは以下のように定義され、交通 渋滞問題の解決策を考える上で、社会的ジレンマとして 捉え直すこと自体に意義があると言われている。

社会的ジレンマ:

長期的には公共的な利益を低下させてしまうものの短期的な私的利益の増進に寄与する行為(非協力行動)か、短期的な私的利益を低下してしまうものの長期的には公共的な利益の増進に寄与する行為(協力行動)のいずれかを選択しなければならない社会状況

(2) 態度・行動変容アプローチとは

「態度・行動変容アプローチ」とは、非協力行動を引き起こす心理的および環境的要因に働きかけることで協力行動を誘発するものである。心理的要因への働きかけを '心理的方略' と呼び、個人の心理に直接働きかけて自発的に行動を誘発する施策である。一方、環境的要因への働きかけを '構造的方略' と呼び、社会的ジレンマを創出している社会構造そのものを変革する施策である。

(3) 態度・行動変容のプロセス

習慣的に非協力行動を行っている人々が実際に協力行動をとるまでには図ー1に示すプロセスがあり、このプロセスを理論的、実証的に理解することが不可欠であるとされている。このモデルの特徴として、協力行動の実行に至るプロセスにおいて、行動意図と実行意図が段階的な形成を必要としている点が挙げられる。すなわち、『協力行動をしよう』という心理が形成されたとしても、必ずしも協力行動の実行に繋がるとは限らず、『いつ、どこで、どのように協力行動をしよう』という心理が形成されることの重要性を指摘している。効果的に行動変容をもたらすためには、そのプロセスを含め、態度・行動変容の阻害要因を明確にすることが重要である。

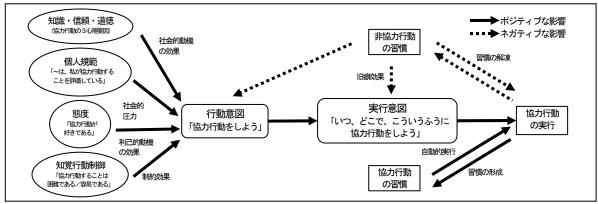


図-1 態度・行動変容プロセスモデル

(4) 態度・行動変容施策

詳細は割愛するが、心理的あるいは構造的方略の各々体系化された手法がある。過去の事例も参考にし、取り扱おうとする社会的ジレンマにおける態度・行動変容プロセスに応じて効果的な手法を選択し、施策を具体化してその有効性を実証的に検討することが重要である。

3. 円滑化走行支援サービスにおける態度・行動変容 アプローチの意義

(1) 円滑化走行支援サービスによる渋滞対策

交通渋滞は需要と容量との大小関係がアンバランスとなった場合に発生するものであり、この対策として、TD M、MM等の交通需要を調整するソフト対策や道路ネットワークの整備、車線拡幅等の交通容量を拡大するハード対策が実施されてきた。本サービスは、路車協調のAHSを活用し、路側からリアルタイムに把握した交通状況に応じて、ボトルネックを通過する車両にタイムリーな情報提供を行うことで運転行動の適正化を促し、交通容量を拡大するソフト対策と位置づけられる。

(2) 対象とする交通渋滞における社会的ジレンマ 高速道路上のボトルネックでは、道路の幾何構造に影響を受けて不適正な運転行動が生じ、交通渋滞の発生に繋がる。渋滞要因となる運転行動の適正化を目的とする 円滑化走行支援サービスにおいて、上述の社会的ジレンマの定義に従えば、問題となる不適正な運転行動がドライバが無意識に行ったものではなく、利己的な心理に起 切して行った場合に社会的ジレンマが成立すると言える。

(3) 社会的ジレンマ解決策としての円滑化走行支援サービス

本サービスでは、AHSの技術を活用することによって、 路側から交通状況をリアルタイムに検知し、交通状況に 応じて動的可変な情報をタイムリーに提供できる。

社会的ジレンマが成立する場合には、本サービスにより、『いま、ここで、このような運転行動をしてくださ

い』という情報提供を行うことで、実行意図の形成に寄与することができる。一方、本サービスを効果的にするために、その前段階で広報・啓発活動により『適正な運転行動をしよう』という行動意図が形成される必要がある。つまり、行動意図が形成されていないドライバに、実行意図を形成するための情報提供を行っても協力行動の実行には至らない。また、ドライバに行動意図が形成されたとしても、実行意図が形成されなければ協力行動に至らない。そのため、本サービスによるボトルネックでのスポット的な情報提供と広報・啓発活動を連携して実施する態度・行動変容アプローチが必要である。

4. サグ部円滑化走行支援サービスにおける態度・行動変容アプローチ

前章までの整理に基づき、サグ部の渋滞要因における 社会的ジレンマの存在、およびその解消に向けた態度・ 行動変容プロセスについて考察した上で、これまで得ら れている知見も踏まえ、車線利用適正化サービスにおけ る情報提供や広報・啓発活動等のあり方を述べる。

(1) 検討経緯5)、6)

都市間高速道路における渋滞発生箇所のうち、サグ・トンネル部が約6割と最も割合が高く、それらの箇所への渋滞対策が喫急の課題となっている。そのため、著者らは、東名高速道路下り大和サグ部(片側3車線)を対象フィールドとして、車線利用適正化サービスの研究開発に取り組んでいる。これまで、詳細な渋滞要因の分析結果に基づいて望ましいサービス形態を立案し、ドライビングシミュレータ(DS)を用いて、情報提供に対するドライバの受容性等の事前検証を行ってきた。

(2) サグ部の交通渋滞における社会的ジレンマ

a) 渋滞要因となる交通現象

過年度の検討において、複数のビデオカメラを用い、 渋滞前後におけるサグ部上下流の交通流の時空間連続的 な観測を行った。その結果、渋滞発生に至るまでに以下 のような交通現象が見られた。1)渋滞発生直前に、サ グの底部から上流側約1.5 [km] の地点において追越車 線への偏りが概ね形成されており、下流側にいくほど追 越車線の利用率が増加する傾向にある。2)緩やかな上 り坂付近の追越車線において速度低下が始まる。3)サ グの底部付近の下流側で、走行車線から追越車線、ある いは追越車線から走行車線への割り込み車両が発生し、 走行車線や下流側に減速波が増幅し渋滞発生に至る。

b) 車線利用に関するルール

上述の交通現象の背景にあると考えられる、車線利用に関するルール(道路交通法)について以下に整理する。まず、車両通行帯に関して、原則は「道路の第一通行帯(最も左側の車線)を通行しなければならない」という、 'キープレフト'のルールが設けられており、「3車線以上の道路においては、車両の速度に応じ、最も右側の通行帯以外を通行することができる」。最も右側の車線は、「道路状況その他の事情によりやむを得ないとき」を除いて、追越しや右折のために通行するものされている。(道路交通法第20条)また、追越し方法に関しては、原則として「追い越そうとする車両の右側を通行しなければならない」。 (道路交通法第28条)

c) 渋滞要因となる交通現象におけるドライバ心理

一般的にドライバは、自由流状態では希望速度に応じて走行車線を選択し、自車の希望速度より遅い前車がいれば平均速度が高い右側車線から追越しを行う。希望速度に応じて『自分がいかに早く行けるか』で車線選択を判断し、周辺車両との関係から車線変更や追越しを行う。

サグ部では、緩やかな上り坂付近でドライバの無意識な速度低下が発生するが、交通量が増加すると追従状態となる車両の割合が増え、下流側に減速波が伝播するようになる。その結果、走行速度が低い車両の割合が増えると、『自分は早く行きたい』という心理から、追越しを行うために右側の車線を利用する割合が増え、追越車線への利用の偏りが形成される。渋滞直前のより高密度な状態では、追越車線へ車線変更した車両は、十分なギャップがないため走行車線に戻ることができず、(ルール違反ではないが)追越車線を走行し続けることになる。また、サグの底部付近の下流側においても、『自分は早く行きたい』という心理から、(ルール違反であるが)十分なギャップがない状態でも追越車線や走行車線への無理な車線変更が行われ、減速波を増幅させる。

d) 不適正な車線利用における社会的ジレンマ

上述した渋滞要因となる交通現象のうち、1)上流側での車線利用の偏りと3)サグの底部付近の下流側での無理な車線変更については、『自分は早く行きたい』という利己的なドライバ心理に起因する不適正な車線利用の行動であり、その結果が渋滞発生(公共的な利益の低下)に繋がるという状態、つまり社会的ジレンマが成立

している。車線利用適正化サービスは、この不適正な車 線利用を適正化するものであり、社会的ジレンマを解消 するための態度・行動変容アプローチが求められる。

なお、2)緩やかな上り坂付近の速度低下は、ドライバの無意識な運転行動の結果であり、社会的ジレンマは存在しないと考えられる。大和サグ部では緩やかな上り坂付近において速度低下を注意喚起する情報提供が実施されているが、スポット的な情報提供のみで、ある程度渋滞削減効果が得られている⁷。このことからも、社会的ジレンマが存在しないことは裏付けられると言えよう。

(3) 態度・行動変容プロセス

図-1に示すプロセスでは、 '知識・信頼・道徳' の 3心理要因が行動意図の形成に大きな影響を与える。本 サービスが対象とするサグ部の交通渋滞において、 '知 識'とは、渋滞直前に上流側で追越車線に利用が偏り、 下流側で無理な車線変更を行うことが非協力行動であり、 渋滞発生に繋がると認識しているかどうかである。自分 が習慣的にとっている行動が非協力行動であることを知 らなければ、協力行動をしようという行動意図は形成さ れ得ない。次に'信頼'とは、他者が協力行動をとって いるかどうかである。例えば、下流側での無理な車線変 更はルール違反だと十分に認識しているドライバがいて も、周囲でその行動が頻繁にとられていれば、同調効果 が働き無理な車線変更を行うかもしれない。逆の同調効 果も考えられ、利己的な利益と公共的利益のジレンマ状 態を解消するには、'信頼'が重要な心理要因となるこ とは必至である。最後に'道徳'とは、社会的に非協力 行動をとってはいけないかどうかである。上流側で追越 車線を走行し続けている行動が、「走行車線に戻ろうと したが、ギャップがないためにやむを得ずとった行動」 であれば、厳密にはルール違反ではない。そのため、そ の行動が渋滞発生に繋がるという '知識'を持っている ドライバがその行動をとるかどうかは、'道徳心'に依 ることになる。他にも'個人規範'などの心理要因によ り行動意図が形成される可能性もある。加えて、『渋滞 直前には、サグ部上流側で追越車線に偏らず、下流側で は無理な車線変更をしない』という実行意図が形成され、 協力行動の実行に至るプロセスが考えられる。

今後、以上で述べたプロセスや、その中でどの心理要 因がどの程度影響があるのかについて、理論的、実証的 に検討する必要があると考えている。

5. 社会的ジレンマを踏まえたサグ部円滑化走行支援サービスのあり方

(1)情報提供のあり方

情報提供内容は、図-2に示すものを考えている。

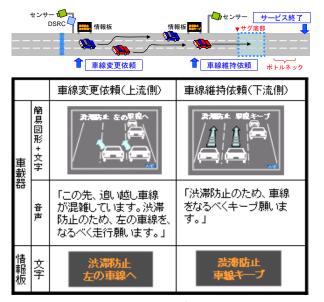


図-2 車線利用適正化サービスの情報提供内容

『どのように協力行動をしてください』という実行意 図を形成するための情報提供とともに、行動意図を形成 する目的で「渋滞防止のため」という事由も示している。

過年度の検討において、渋滞要因等の知見を与えない状態での情報提供に対するドライバの受容性に関して、DSを用いた検証を行った。その結果、車線変更依頼に対して左側車線へ車線変更した理由は、「渋滞防止へ協力するため」が約18%(12/65走行)であったが、「早く行けるため」が約26%(17/65走行)と上回った。このことから、「渋滞防止のため」に追越車線へ利用が偏らない必要があるという点に理解が得られていないと言える。一方で、情報提供により過度に左側への車線変更が行われないように、車線変更の行き過ぎを検知して情報提供を停止するシステムとしているが、「情報提供を受けたドライバは必ず左側へ車線変更しなければならない」という誤解が生じることは避けなければいけない。

上述のような点に留意してヒューマン・マシン・インターフェース (HMI) を検討する必要があるが、運転中のドライバに対するスポット的な情報提供では情報量の制約もあるため、「渋滞発生直前にサグ部上流あるいは下流側の各々でどのように行動すればよいか」を伝えることに重点をおくのが望ましいと考えている。今後、広報・啓発活動との連携の観点も含め、公道実験等を通じてより効果的なHMIを検討していきたい。

(2) 広報・啓発活動のあり方

過年度に一般ユーザーを対象に実施したWEBアンケート調査において、車線利用適正化サービスへの協力意向を質問したところ、サグ部の渋滞発生メカニズムに関する知見を付与する前後において、「協力してもよい」と回答した割合が約1割(知見付与前:約6割→後:約7割)増加した。ここでは、サグ部の渋滞発生メカニズ

ムと合わせて、渋滞防止のための運転行動に関する知見も与えており、広報・啓発活動によってそれらを与える効果と考えられる。ただし、それらの知見を与えた結果「協力してもよい」に回答が変化した人は、 '知識'が刺激されたのか、あるいは '信頼'、 '道徳'といった他の心理要因が刺激されたかは明確にできていない。今後、各要因の影響度合いを明確にし、広報・啓発すべき内容やその手段を具体化していきたい。例えば、サグ部の渋滞発生メカニズムは、道路事業者のホームページ³⁰等で周知され始めているが、現状でどの程度認知され、どの程度行動意図が形成されるに至っているかを明確にすることでその効果を検証し、より効果的な広報手段を選択し、実施していく必要があると考えている。

6. おわりに

本稿では、態度・行動変容研究における基本的な考え 方に基づき、サグ部を対象とする車線利用適正化サービ スにおける社会的ジレンマの存在、それを解消するため の態度・行動変容プロセスについて考察を加えた上で、 本サービスのあり方や今後の方向性について述べた。

より効果的に本サービスの実用化を図るため、今後公 道実験等を実施していく中で、本サービスにおける態 度・行動変容プロセスを実証的に明確化し、情報提供、 広報・啓発活動の各々の効果やそれらの連携による効果 を検証することが重要と考えている。

参考文献

- 1) 国土技術政策総合研究所高度道路交通システム研究 室HP: http://www.nilim.go.jp/japanese/its/0f rame/under/12serv/index_01.htm
- 2) 技術研究組合走行支援道路システム開発機構HP: http://www.ahsra.or.jp/whats_ahs/02/index.html
- 3) 土木計画学ワンデーセミナー「態度行動変容と土木 計画・土木計画学」, 2008.
- 4) 藤井聡: 社会的ジレンマの処方箋 都市・交通・環境問題のための心理学, ナカニシヤ出版, 2003.
- 5) 平井節生ほか: AHSを活用した車線利用率適正化に よるサグ部渋滞対策,第5回ITSシンポジウム, pp. 237-242, 2006.
- 6) 平井節生ほか:高速道路サグ部における円滑化走行 支援サービスの実用化に向けた取り組み,第27回交 通工学研究発表会論文報告集,pp. 225-228,2007.
- 7) 山田芳嗣ほか: LED表示板を活用した渋滞対策について,第23回交通工学研究発表会論文報告集,pp. 205-208, 2003.
- 8) E-NEXCOドラぶら: http://www.driveplaza.com/tra ffic/jyutai/jyutai_hassei/index.html